

# 生徒心得

高校生活の3年間は、自立した人間としての自分を形成する上でかけがえのない時期です。身体的にも精神的にも大きく成長するこの時期に、生き生きとして充実した毎日をすごしてほしいと考え、次のような学校生活の指針をつくりました。これらは私たちが共に豊かな学校生活をおくり、学校を真の学びの場とするための基本的な事がらを示したものです。共に力を合わせ、自覚をもって学校を成長の場としてくために努めましょう。

## 1. 校内生活

### (1) 学習について

- ◎授業は学校生活の中心であることを自覚し、全力をあげて取り組むこと。
- ◎室内は常に清潔に保ち、気持ちよく授業が受けられるよう心がけすること。
- ◎授業中の服装は定められたものとすること。
- ◎教室の移動はすみやかにし、授業の準備をして待つこと。

### (2) 時間について

- ◎遅刻をしないこと。やむをえず遅刻をしたときは静かに入室し、担当の教職員の指示を受けて着席すること。
- ◎登校時刻、下校時刻をきちんと守ること。登校時刻は年間を通じて8時35分とする。下校時刻は年間を通じて16時50分とする。
- ◎部活動等で時間外に活動するときは、担当の教職員の指示に従うこと。ただし最終下校時刻は19時とする。

### (3) 休日登校について

- ◎部活動以外で休日登校する場合は事前に担任か担当の教職員に届け出て、その指示を受けること。

### (4) 早退・外出等について

- ◎無断外出はしないこと。やむをえず外出の必要が生じたときは、必ず担任か当該学年の教職員の指示を受け、外出許可証を持参すること。
- ◎早退するときは担任が当該学年の教職員の指示を受け、早退許可証を持参し、家庭に到着した時点で直ちに学校へ電話すること。

### (5) 校舎内外の美化について

- ◎校舎内外の美化を常に心がけ、ゴミ捨ての励行、空カン・ペットボ

トル・牛乳パック等の分別処理をきちんとすること。

◎上履・下履・体育館履の区別をしっかりつけること。

(6) 自転車通学について

◎自転車通学は駐輪場の関係から許可制とする。自転車通学を希望する者は、保護者からの申請と学校長の許可を必要とする。

◎許可された者は決められた場所に駐輪すること。また、学校指定のステッカーを自転車の後部泥よけ部分で、よく見えるところに貼付すること。

◎自転車の整備点検をしっかり行い、交通ルールを守って乗車すること。

(7) 持物への記名の励行

◎持物には必ず記名し、持主をはっきりさせること。遺失または拾得したときは、すみやかに届け出ること。

(8) 盗難防止について

◎必要以上の金銭や、高額物品は持参しないこと。やむをえず持参したときは担任か担当の教職員に保管を依頼すること。

(9) 挨拶を励行すること。

## 2. 校外生活

(1) オートバイ・自動車・特定小型原動機付自転車（いわゆる原付電動キックボード等）といった、動力による乗り物での通学はしないこと（同乗も不可）。

(2) 高校生としてふさわしくない施設への出入りはしないこと。

(3) 外出は、保護者等にその目的・行き先・帰宅予定をはっきりさせ、補導の対象になるような行動は絶対しないこと。

(4) 万一事故が発生したときは、すみやかに学校へ連絡すること。

(5) 登下校時は交通ルールを守り、必ず制服を着用すること。

## 3. 服 装

(1) 本校の制服（以下は指定されたものに限る）

◎シングル前3ツ釦ブレザー上衣、ブレザー用ツータックスラックス、16車縫スカート、ノータックスラックス、白無地ワイシャツ、リボン、ネクタイ

(2) 夏期の服装

- ◎白無地のワイシャツまたは開襟シャツ及び白無地のポロシャツ（ワンポイント 3cm × 3cm 以内、襟や袖にラインのないもの）とし、上着・ネクタイ・リボンは着用しなくてもよい。
- ◎市販のベストの着用を認める。ただし、無地のもので、色は（黒・紺・白等の）華美でないものとする。
- ◎スウェット・パーカー・トレーナーの着用は不可とする。

(3) オーバー・コート

- ◎必要に応じてオーバー・コートを着用してよい。ただし、黒・紺・ベージュ等の無地とする。

(4) セーター・カーディガン類

- ◎防寒の目的で着用してもよいが、色は黒紺等の華美でないものとし、ネクタイ、リボンが正しく見えるようにすること、登下校の際は必ず上着を着用する。セーター・カーディガン類のみの登下校は認めない。（スウェット・パーカー・トレーナー類は不可。）

(5) 靴・ソックス類

- ◎通学時は、革短靴または運動靴とする。校舎内体育館ではそれぞれ指定の靴を、グラウンドでは運動靴とする。

- ◎ソックス・ストッキングは華美でないものとする。

(6) 頭髪

- ◎パーマ・脱色・染色など頭髪には手を入れないこと。

(7) 異装

- ◎やむをえない事由により異装を必要とする場合は、学級担任に所定の用紙で願い出てその許可を受ける。

(8) 休日及び長期休業中に登校するときも制服を着用する。

#### 4. 諸届用紙について

学校と家庭の連絡を密にし、充実した学校生活を送れるように、また、不測の事故等の校内の連絡がスムーズに運べるように、いろいろな届出用紙を準備しています。例をあげておきますので、必要に応じて担任、又は、係に請求してください。

例：早退許可証・外出許可証・盗難届・粉失届・事故届・異装届等